

契約等の手続きにおける押印等の簡略化について

人事院では、新型コロナウイルス感染症の感染防止等への対応として、押印や書面提出の簡略化につきまして、下記のとおり運用することとしましたので、お知らせします。

1 契約書について

「電子調達システム（政府電子調達：GEPS）」を利用する場合は、契約手続きが電子化されるため押印や印紙税等が不要となります。

積極的にご利用ください。

※電子調達システムの利用は、当面の間、人事院本院のみの対応となります。

2 請書、見積書及び請求書等について

押印を省略し電子メール等により提出できることといたします。

ただし、押印を省略する場合は当該文書の真正性を担保するため、お手数ですが以下の対応をお願いいたします。

(1) 「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を書面に必ず明記ください。

(2) 必要に応じ、電話により確認させていただきます。

ご不明な点につきましては人事院事務総局会計課までお問合わせください。